

[長時間にわたる時間外労働の抑制について]

平成 26 年の時間外労働に関する協定届出の状況

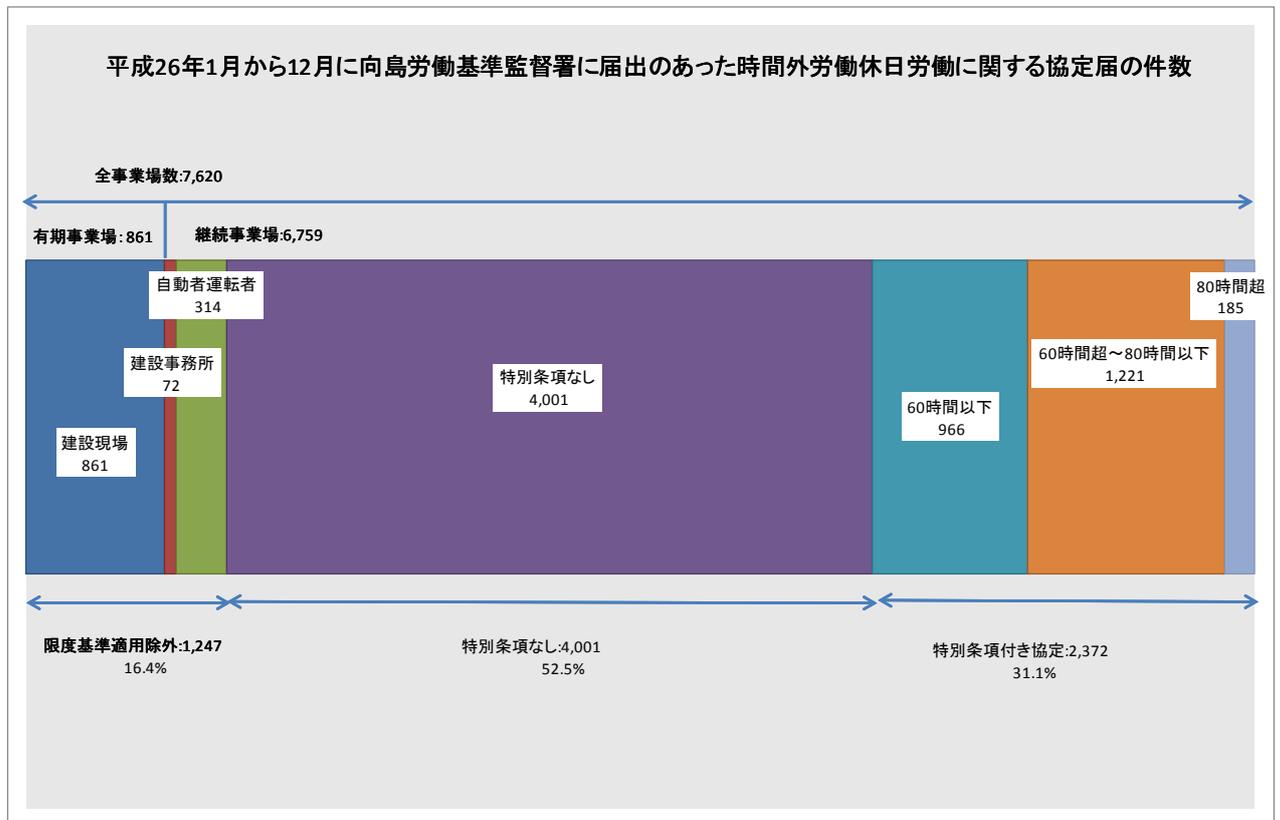
時間外労働協定（「36 協定」）の一定期間の延長時間は、「労働基準法第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（以下「限度基準」と呼びます。）第 3 条の限度時間（注 1）以内の時間とすることが原則ですが、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別な事情が想定される場合には、一定期間として協定されている期間ごとに、労使当事者間において定める手続きを経て、限度時間を超える特別延長時間を協定することができます。この協定を特別条項付き協定といいます。

なお、工作物の建設等の事業、自動車の運転の業務、新技術、新商品等の研究開発の業務等には限度時間は適用除外となっています。（限度基準第 5 条）

平成 26 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間に、墨田区、葛飾区の事業場から届け出られた 36 協定は、総数 7,620 件でした。その内、

1. 限度時間が適用除外のもの 1,247 件（16.4%）
2. 限度時間以内の時間外労働時間数で協定しているもの（特別条項なし） 4,001 件（52.5%）
3. 限度時間を超える特別条項を付けた協定（特別条項付き協定） 2,372 件（31.1%）

また、特別条項付き協定のうち、特別延長時間について、「60 時間以下」966 件、「60 時間超～80 時間以下」1,221 件、「80 時間超」185 件でした。



長時間にわたる時間外労働の抑制と特別条項付き協定について

長時間にわたる時間外労働時間の抑制を図るために厚生労働大臣が定めている限度基準においては、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わざるを得ない特別の事情が生じた場合に限り、特別条項付き協定を締結することによって限度時間を超えて時間外労働を行うことができることとされています。

しかしながら、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきもので、特別条項付き協定による限度時間を超える時間外労働は、その中でも特に例外的なものとして、労使の取組によって抑制されるべきものです。臨時的なものとは、一時的または突発的に、時間外労働を行わせる必要のあるものであり、全体として1年の半分を超えないことが見込まれるものです。

労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準の一部を改正する告示（平成21年厚生労働省告示第316号）による改正後の限度基準第3条第2項において、労使当事者は、特別条項付き協定を締結する場合には、限度時間を超える時間外労働時間をできる限り短くするように努めなければならないとしていることなどをご理解いただき、長時間にわたる時間外労働の抑制を図り、過重労働による健康障害の防止対策に取り組んでいただくようお願いいたします。

注1 限度基準第3条 別表第1で定める限度時間

期間	1週間	2週間	4週間	1箇月	2箇月	3箇月	1年
下限時間	15時間 (14時間)	27時間 (25時間)	43時間 (40時間)	45時間 (42時間)	81時間 (75時間)	120時間 (110時間)	360時間 (320時間)

括弧内は対象期間が3箇月を超える1年単位の变形労働時間制採用の場合1年単位の变形労働時間制を採用した場合の限度時間です。